

児童生徒の自殺対策について



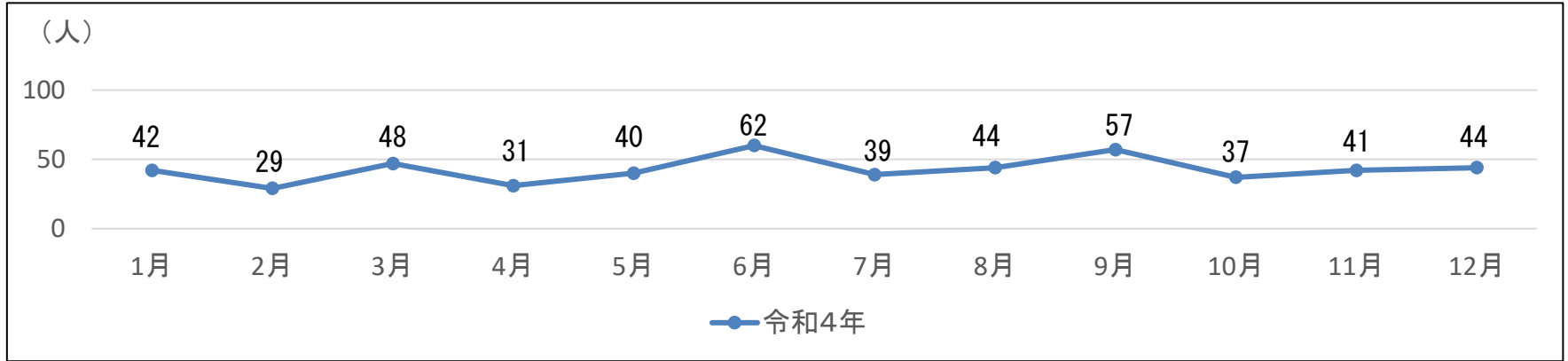
文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

児童生徒の自殺対策

◆ 児童生徒の自殺の現状



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和4年	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514

◆ 今後の対応

- **「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進**
 - ・平成30年1月にSOSの出し方教育を実施するにあたっての留意点を示すとともに、同年8月、SOSの出し方教育に関する教材例を全国の都道府県教育委員会等に周知。
- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の更なる充実**
 - ・スクールカウンセラーの配置充実(令和5年度予算案:59億円)
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実(令和5年度予算案:23億円)
- 支援対象を全ての都道府県・指定都市に拡大した、**SNS等を活用した相談事業**
 - ・SNSを活用した相談体制の整備推進(令和5年度予算案:59億円の内数)
- 学校における組織的な教育相談対応に資する、**自殺予防等に関する調査研究事業**
 - ・1人1台端末等を活用した自殺等対策に関する調査研究(50百万円の内数)
- **ICTを活用した悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見・解決**
 - ・毎日の健康観察に端末を活用して児童生徒のメンタルヘルスの変化を把握し、自殺等のリスクの早期把握、早期対応を実施している大阪府吹田市の取組などを全国展開

1人1台端末を活用した自殺リスク等の早期発見・早期対応の実現に向けて（取組例1）

➤ **1人1台端末を活用したデジタル健康観察により、児童生徒の日々のストレスや心身の変化を把握。悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見とともに、SOSを発信しやすい仕組みを構築し、自殺リスクが高まる前に支援に繋ぐ仕組みを構築。**

大阪府吹田市教育委員会 × (公社) 子どもの発達科学研究所  ※令和4年度文部科学省委託事業「1人1台端末等を活用した自殺等対策の調査研究」

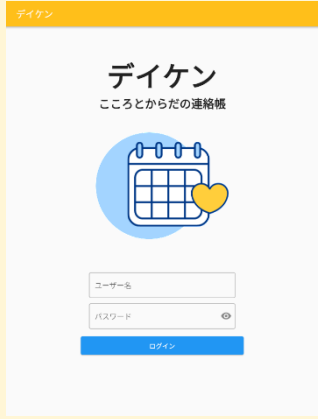
✓ 日々のデジタル健康観察から心身の状況を把握し、リスクの高い児童生徒を早期発見、アウトリーチ支援



- 毎日の健康観察をデジタル化し、児童生徒は各自の端末からその日の気持ちを回答。
- 「先生に相談したいことはありますか」という項目を設け、相談しやすい仕組みづくり。



- 担任教諭は、クラス内の全児童生徒の心身の状況を一覧で把握可能。
- 児童生徒のSOSを把握しやすく、学校内外と速やかに連携して対応



今日の体温を教えてください。

36.5 °C

今日の体調はどうですか？いくつでも選ぶことができます。

- 元気です
- おなかが痛い
- 頭が痛い
- 気持ちが悪
- 夜寝るのがおそかった

← デイケン

8月1日(月)の一覧 前日の結果 翌日の結果

1年A組 詳細表示 簡素

出席番号	体温	かぜ	けが	腹痛	頭痛	気持ちが悪	夜更かし	起床困難	朝食抜き	寝れやすい	その他体調不良	体調合計数	気分	相談希望	出欠	意図的声かけ	個別相談	保護者連絡	担当以外の介入
1	36.5						✓	✓				2		未確認 ↓	□	□	□	□	□
2	36.5			✓	✓	✓						3		✓	未確認 ↓	□	□	□	□
3															未確認 ↓	□	□	□	□

＜早期把握後のフォローアップで確認した児童生徒の危機＞（一部改変）

- **小1女児**：お兄ちゃんに「おまえが生まれてきたせいで、家族全員が苦しんでいるぞ」と言われる。電車で飛び込もうとしたことがある。
- **小3男児**：児童クラブで仲間はずれにされている。父に殴られても母は止めてくれなかった。父を殺そうとしたことがある。勉強に集中できない。変な空想が始まる。



日々の児童生徒の心身の状況を把握するとともに、児童生徒が発するSOSを察知

児童生徒のメンタルヘルスの悪化を早期発見し、問題行動が起こる前から積極的に支援

日々のデータを分析することで、科学的根拠に基づく不登校や自殺などの予防的指標や問題行動が起こりやすい学校風土の検討に

- **1人1台端末を活用**して、児童生徒が日々のストレスや心身の変化を把握。悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見とともに、SOSを発信しやすい仕組みを構築し、**危機的状況に陥っている児童生徒を自殺リスクが高まる前に支援に繋ぐ仕組みを構築**。

千葉県教育委員会×千葉大学 子どもみんなプロジェクト

- ✓ 児童生徒へのwebストレスチェックを通じて、心身の状況を把握、担任教諭等にフィードバックし、早期発見、支援に



- ストレスチェックの結果は児童生徒や保護者にもフィードバックし、ストレスへの気付きを促す
- 児童生徒や保護者からwebで相談等も可能

＜児童生徒へのストレスチェックの具体例＞ (労働安全衛生法に基づく職場のストレスチェックを参考に)

1

最近のあなたの気持ちや体の調子についてうかがいます。下の各文章を読んで、自分にもっともよくあてはまるところの数字1つを○で囲んでください。

	全然あてはまらない		よくあてはまる
1 悲しい気分だ。	0	1	2 3
2 怒りっぽくなる。	0	1	2 3
3 いろいろなことに自信がない。	0	1	2 3
4 何となく心配だ。	0	1	2 3

2

あなたは、ここ2か月間のうちに、下に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか、下の各文章を読んで自分にもっともよくあてはまるところの数字1つを○で囲んでください。

	全然なかった		よくあった
1 自分は悪くないのに先生にしかられる。	0	1	2 3
2 友だちから暴力をふるわれる。	0	1	2 3
3 授業の内容がよくわからない。	0	1	2 3
4 進路希望を変えるように言われる。	0	1	2 3

3

あなたは、まわりの人たちが、ふだんのくらいあなたの助けになってくれていると感じていますか。下の質問について、それぞれの人もっともよくあてはまるところの数字1つを○で囲んでください。ただし、あてはまる人がいない時はその所だけとはして答えてください。

	ちがうと思う		きつとそうだと思う
1 あなたが元気がない、すぐに気づいて、はげましてくれる。	a 親の場合	0	1 2 3
	b 担任の先生の場合	0	1 2 3
	c 友だちの場合	0	1 2 3
2 あなたが何か失敗しても、そっと助けてくれる。	a 親の場合	0	1 2 3
	b 担任の先生の場合	0	1 2 3
	c 友だちの場合	0	1 2 3

早期発見、早期対応

- ✓ 高ストレスの児童生徒を早期発見し、SC・SSW等とも連携しつつ、カウンセリング等を通じて支援
- ✓ 必要に応じて、医療機関や児童相談所等の関係機関の支援につなげる



学校の風土や体制の改善に活用

- ✓ 各学校の集団ごとに集計、分析し、各学校へフィードバック。各学校における風土改善等を促す。
- ✓ 教育委員会が各学校の児童生徒の心身の状況を把握できるようになり、人員等のリソースの調整や充実に活用



日々の児童生徒の心身の状況を把握するとともに、児童生徒が発するSOSを察知

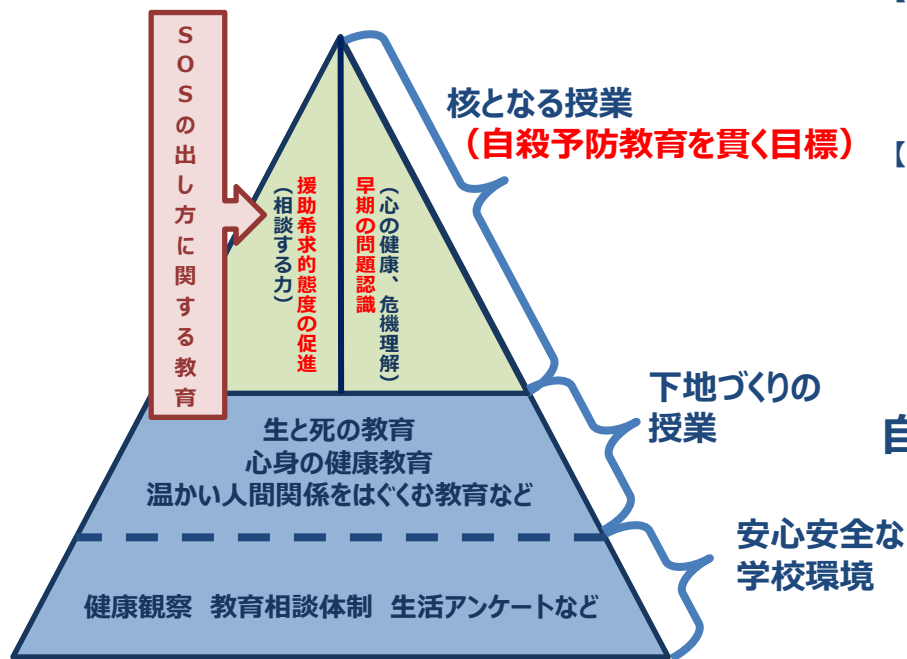
児童生徒のメンタルヘルスの悪化を早期発見し、問題行動の前から積極的に支援

日々のデータを分析することで、科学的根拠に基づく不登校や自殺などの予防的指標や問題行動が起こりやすい学校風土の検討に

自殺予防教育について

- 自殺予防教育は、「**早期の問題認識**」と「**援助希求的態度の育成**」に焦点を当て、①**心の危機のサインを理解**する、②**心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ**、③**地域の援助機関を知る**ことを目的としている。
- 特にSOSの出し方に関する教育の実施等については、自殺対策基本法で**努力義務が規定**されている。

自殺予防教育の構造



自殺予防教育の展開 (例)

【1時間目：①心の危機のサインを理解】

- ・人生の様々な危機について考える
- ・いのちの危機 (うつ状態・自殺等) のサインを知る
- ・心身が不調なときの対処法を考える

【2時間目：②自己や他者への関わりを知る、③援助機関を知る】

- ・援助希求の重要性について体験的に学ぶ
- ・「きょうしつ」というキャッチフレーズを実践できるようにする (※1)
- ・身近で支えてくれるところ (地域の援助機関) を知る (※2)

(※1) 友達のSOSに**きづいて**、**より**そい、**う**けとめて、**し**んらいできる大人に、**こ**なげる (SOSの出し方だけでなく、**受け止め方**についても学ぶ)

(※2) **24時間子供SOSダイヤル**や**教育委員会のSNS相談窓口**なども周知

自殺予防教育の教材 (例)



【文部科学省 作成資料】

子供に伝えたい自殺予防

－学校における自殺予防教育導入の手引－

【東京都教育委員会 作成資料】

「SOSの出し方に関する教育」を推進するための指導資料



【北海道教育委員会 作成資料】

児童生徒の自殺を予防するためのプログラム

<自殺予防教育の実施にあたっての留意点>

- ・教職員間、保護者、地域、関係機関で自殺予防教育の共通理解を得る。
- ・「核となる授業」の実施にあたり、ハイリスクな児童生徒を無理に授業に参加させないなど配慮する。
- ・児童生徒が「心の危機」を訴えた時に、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、管理職、関係機関などが、役割分担をしながら受け止める体制を整えておく。

參考資料

新たな自殺総合対策大綱(令和4年10月閣議決定)

当面の重点施策(主な文科省関係の抜粋)

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- (2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施(SOSの出し方に関する教育含む)
- (3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- (4) 子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査 →「**児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議**」の実施
- (5) コロナ禍における自殺等についての調査
- (8) 既存資料の利活用の推進

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- (4) 教職員に対する普及啓発等 →「**児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会**」「**生徒指導担当者連絡会議**」の開催
- (10) 様々な分野でのゲートキーパー(※)の養成

(※)悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- (4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- (15) 性的マイノリティへの支援の充実
- (16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- (6) 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- (2) 学校、職場等での事後対応の促進
- (5) 遺児等への支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- (1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- (2) 学生・生徒等への支援の充実
- (3) SOSの出し方に関する教育等の推進
- (8) 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)

(令和5年2月28日付け4初児生第31号)

- 18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があるため、児童生徒の自殺予防に関する取組を促す通知を发出。
- 警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和4年の児童生徒の自殺者数は過去最多の512人(暫定値)となり、特に、男子高校生の自殺者数が前年に比べて38人増加したことなどを明記し、進路に迷う児童生徒が多くなることを踏まえて、進路指導の充実や見守り活動を丁寧に実施するなど教育委員会等に注意を喚起。

通知の概要

学校において、児童生徒一人一人に対する面談の実施等を通じて、悩みや不安の早期発見に努めるとともに、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、以下のような児童生徒の自殺予防に係る取組の徹底を周知。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

- 各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒やいじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。
- 児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。
- [SOSの出し方に関する教育]を含めた自殺予防教育、「心の健康の保持に係る教育」を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境を整備すること。
- [24時間子供SOSダイヤル]を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。
- GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を活用し、児童生徒の心身の状況の把握や教育相談に役立てることも考えられること。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

- 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口や、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口を周知しておくこと。

(3) 学校内外における集中的な見守り活動

- 長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。

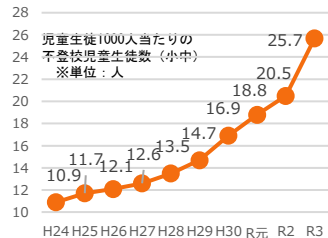
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和5年度予算額 (案)
(前年度予算額)

82億円
77億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から9年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



	スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業	
	令和5年度予算額(案) : 5,889百万円(前年度予算額 : 5,581百万円)	令和5年度予算額(案) : 2,313百万円(前年度予算額 : 2,132百万円)	
補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 補助割合 : 国 1 / 3、都道府県・政令指定都市 2 / 3 ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市 ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 補助割合 : 国 1 / 3、都道府県・政令指定都市・中核市 2 / 3 ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市・中核市 ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等 	
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の心理に関する支援に従事 (学教法施行規則) ✓ 公認心理師、臨床心理士等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の福祉に関する支援に従事 (学教法施行規則) ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等 	
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全公立小中学校に対する配置 (27,500校) ✓ 配置時間 : 週 1 回概ね 4 時間程度 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全中学校区に対する配置 (10,000中学校区) ✓ 配置時間 : 週 1 回 3 時間 	
重点配置等	基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 4 時間加算 ⇒重点配置の活用により、 週 1 回 8 時間(終日)以上の配置も可能	基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 3 時間加算 ⇒重点配置の活用により、 週 2 回や週 3 回の配置も可能	
	いじめ不登校	<ul style="list-style-type: none"> ➢ いじめ・不登校対策のための重点配置 : 2,900校 (←2,000校) ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む ➢ 教育支援センターの機能強化 : 250箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ いじめ・不登校対策のための重点配置 : 3,000校 (←2,000校) ※不登校特例校・夜間中学への配置を含む ➢ 教育支援センターの機能強化 : 250箇所
	虐待貧困	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 虐待対策のための重点配置 : 2,000校 (←1,500校) ➢ 貧困対策のための重点配置 : 2,300校 (←1,900校) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 虐待対策のための重点配置 : 2,500校 (←2,000校) ➢ 貧困対策のための重点配置 : 3,500校 (←2,900校) ※ヤングケアラー支援のための配置を含む
	質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ➢ スーパーバイザーの配置 : 90人 上記のほか、 自殺予防教育実施の支援 を含む	<ul style="list-style-type: none"> ➢ スーパーバイザーの配置 : 90人
オンライン活用拠点	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オンラインカウンセリング活用のための配置 : 67箇所 (新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オンラインを活用した支援のための配置 : 67箇所 (新規) 	

24時間子供SOSダイヤルについて

誰か
が
い
る

話
し
た
い

今
、
—
—
—
—

NOKIZOKA46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310 なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら
☎ 189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
☎ 0120-007-110
(通話料無料、法務局職員または
人権管理委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

電話番号

(なやみいおう)

0120-0-78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間**いじめ等の悩みを相談することができるよう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話をかけた所在地の教育委員会**の相談機関に接続される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育委員会
で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1／3負担
地方自治体で2／3負担

通話料：国で全額負担

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを全国の学校等に配布

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間（令和4年度版情報通信白書（総務省）
 [平日1日]（令和3年度）

10代：携帯電話 8.4分、固定通話 0.0分、ネット通話 5.3分、ソーシャルメディア 64.4分、メール利用 19.6分

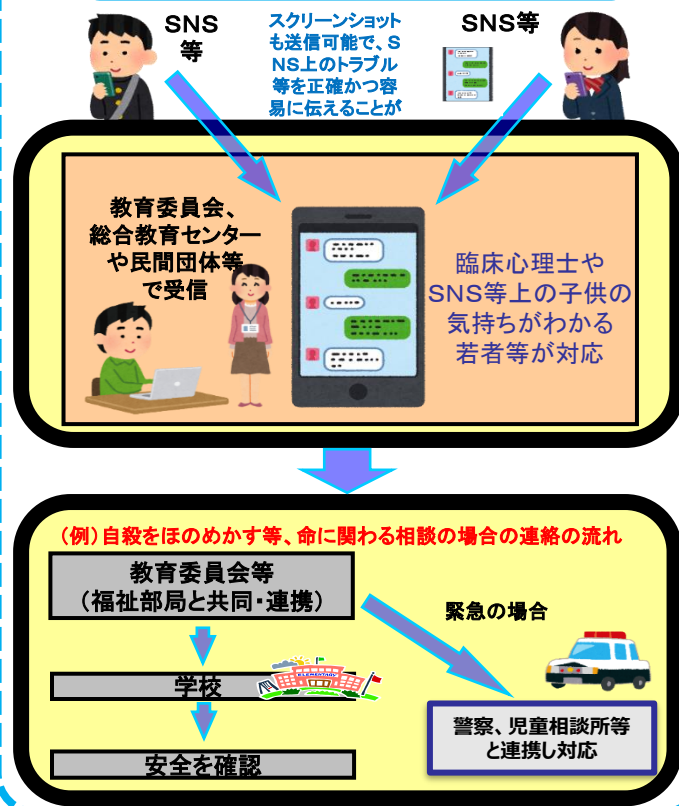
<事業概要>

SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援（補助事業）

（事業内容）

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

【イメージ】SNS等を活用した相談



対象校種

小学校・中学校・高等学校等

実施主体委託先

都道府県・指定都市

対象経費

報酬、期末手当等

補助割合

国：1 / 3 都道府県・指定都市：2 / 3

児童生徒の自殺防止対策における関係機関との連携について

- ✓児童生徒の自殺の背景には、**健康問題、家庭問題、学校問題、男女問題など、多岐にわたり複合的**である。
- ✓このため、学校だけで根本的な解決が困難な場合には、**SSW等を通じて、病院等の医療機関や児童相談所・市区町村の福祉担当部局などの専門機関につなぎ、専門機関から適切な支援を行うことが必要**。

自殺の原因・動機

学校問題

- 学業不振 (40人)
- その他進路に関する悩み (33人)
- その他学友との不和 (24人)
- 入試に関する悩み (18人)

健康問題

- 病気の悩み (その他の精神疾患) (44人)
- 病気の悩み (うつ病) (33人)

家庭問題

- 親子関係の不和 (38人)
- 家族からのしつけ・叱責 (19人)

男女問題

- 失恋 (14人)
- その他交際をめぐる悩み (14人)

※人数は警察庁・厚生労働省の統計調査（令和3年）に基づく。

学校のみでは根本的な解決が困難な問題については、学校から医療や福祉等の専門機関に繋ぎ、専門機関から適切な支援を行う。

特に学校だけでは対応が困難な問題

関係省庁

